



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 10 日 (金)
第 8 3 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (68) (福祉保健課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (69) (住宅政策課) 2
	一般国道の区域の変更 (70) (道路企画課) 3
	県道の区域の変更 (2 件) (71・72) (〃) 3
	一般国道の供用の開始 (73) (〃) 4
	県道の供用の開始 (74) (〃) 4
	障害者自立支援法による指定相談支援事業の廃止の届出 (75) (中部総合事務所福祉保健局) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (76) (西部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 5
	一般競争入札の実施 (2 件) (病院局総務課) 9

告 示

鳥取県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこデイサービスなでしこ	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	通所介護	平成24年1月30日
〃	〃	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ指定訪問介護事業所	〃	訪問介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこデイサービスなでしこ	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	介護予防通所介護	平成24年1月30日
〃	〃	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ指定訪問介護事業所	〃	介護予防訪問介護	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	平成24年1月30日

鳥取県告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更する事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加
名称 愛媛事務所
所在地 愛媛県松山市三番町七丁目13-13
- 3 変更年月日
平成24年 2 月15日

鳥取県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年 2 月10日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
179号	東伯郡三朝町大字今泉字宮ノ本943地先から同 大字字畑ヶ田1068-2地先まで	変更前	19.3~33.8	96.0
		変更後	20.7~36.1	95.0

鳥取県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年 2 月10日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
木地山倉吉線	東伯郡三朝町大字本泉字石田295-1地先か ら同町大字今泉字畑ヶ田1068-2地先まで	変更前	9.0~36.7	210.0
		変更後	10.8~37.8	227.0
倉吉江府溝口線	日野郡江府町大字御机字中ソ原836-1地先 から同大字字太平原837-12地先まで	変更前	8.4~39.2	256.0
		変更後	12.6~46.5	218.0

鳥取県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4234地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	7.3~23.8	203.0
		西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4232地先から同町福岡字石垣2935地先まで	6.2~17.5	64.0
	変更後	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4234地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	8.0~19.3	192.0

鳥取県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	東伯郡三朝町大字今泉字宮ノ本943地先から同大字字畑ヶ田1068-2地先まで	平成24年2月10日

鳥取県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
木地山倉吉線	東伯郡三朝町大字本泉字石田295-1地先から同町大字今泉字畑ヶ田1068-2地先まで	平成24年2月10日
倉吉江府溝口線	日野郡江府町大字御机字中ソ原836-1地先から同大字字太平原837-12地先まで	〃

日野溝口線	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4234地先から同町福岡字石垣2933 －1地先まで	平成24年3月1日
-------	--	-----------

鳥取県告示第75号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人北栄町 社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸 36－2	社会福祉法人北栄町 社会福祉協議会相談 支援事業所	東伯郡北栄町瀬戸36 －2	平成23年12月31日

鳥取県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
有限会社サンダルウ ッド	指定訪問介護事業 所やわた橋	米子市八幡365－9	平成24年2月1日	訪問介護

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

平成24年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検

1回

イ 故障修理（重故障A）	10回
ウ 故障修理（重故障B）	10回
エ 故障修理（中故障A）	10回
オ 故障修理（中故障B）	10回
カ 故障修理（軽故障A）	10回
キ 故障修理（軽故障B）	12回

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成25年3月31日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る業務に要する費用の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額の算出に用いた定期点検及び故障修理の単価によることとし、委託料の請求は、当該単価に業務の実施回数を乗じて得た額の合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）により行うものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月20日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成24年2月10日から同年3月28日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成24年2月10日から同年3月28日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

(6) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。

(7) 本件調達と同種と同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成18年4月1日から平成24年2月10日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当
電話 0857-26-7431又は7432
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県危機管理局危機対策・情報課
電話 0857-26-7788

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年2月10日（金）から同年3月2日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月10日（金）から同年3月1日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月2日（金）の午前9時から正午まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年3月21日（水）午前11時から同月28日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成24年3月28日（水）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成24年3月2日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成24年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されなかったときは、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: 2012 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) March 2, 2012 by noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 28, 2012 by noon: Time-limit for submission of tenders

(4) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi,

Tottori-shi 680-8570 Japan,
TEL 0857-26-7788

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

移動型デジタル式X線透視診断システム整備業務 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月31日（土）

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院手術室

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月24日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年2月10日（金）から同年3月22日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181 (内線2222)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成24年2月10日(金)から同月27日(月)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81952>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成24年2月10日(金)から同月27日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年3月22日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)

イ 場所

鳥取県立厚生病院第2会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年3月2日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Mobile Imaging system, 1 set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 :00 PM, 2 March, 2012

(3) Date and Time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 22 March, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 22 March, 2012

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan TEL 0858-22-8181 ex. 2222

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

灯油 600キロリットル

(2) 納入期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(3) 1回当たりの納入量

10キロリットル以上

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる物品に係る1リットル当たりの単価(10銭未満は切り捨てるものとする。以下「単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された単価をもって契約金額とし、各月の請求に当たっては、単価に納入量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月24日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年2月10日(金)から同年3月23日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8205(内線3434)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成24年2月10日(金)から同月23日(木)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/82028.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月10日(金)から同月23日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月23日（金）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）
鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年3月5日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成24年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : kerosene 600Kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2012 through 31 March, 2013

(3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 5, March, 2012

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM 23 March, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 23 March, 2012

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL : 0858-22-8181